

## 千葉県犯罪被害者等見舞金制度

【対象】令和3年4月1日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為によるもの。(親族間犯罪は除外など申請要件があります。)

【種類】犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、千葉県内に住所を有するご遺族又は犯罪被害者に下記の見舞金が支給されます。

- 遺族見舞金(30万円)
- 重症病見舞金(10万円)

(治療期間1か月以上かつ入院3日以上)

【申請期限】犯罪被害を知った日から1年以内、ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。

## 千葉県弁護士会と連携した「無料法律相談」制度

千葉県弁護士会と連携し、犯罪被害者等支援に精通した弁護士により、1事件につき1回まで無料法律相談が受けられます。

### 【対象者】

- ①警察に被害の申告をしているなど被害者であることを確認できる方
  - ②犯罪発生時に千葉県内に居住している方
  - ③国内における犯罪行為によって被害を受けた方(財産犯並びに交通事故事件の示談交渉のみを目的とするものを除く)
- ※両制度とも当センターが窓口となります。

### 相談・支援連絡先

無料  
秘密を守ります

【時間】月曜日～金曜日の午前10時～午後4時(祝日、年末年始を除く)※面接・カウンセリングは予約が必要です。

### 【連絡先】傷害・暴行等相談電話

043-225-5450

### 性犯罪・性暴力被害等相談電話

043-222-9977

全国共通短縮番号 #8891(通話料無料)



## 当センターは

### 「犯罪被害者等早期援助団体」です

当センターは、平成20年4月1日、千葉県公安委員会から、営利を目的としない法人で犯罪被害者支援を適正かつ確実に行うことができる団体として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害に遭われた直後の被害者やご遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出ることがあります。また、被害状況等を繰り返し説明することは精神的にも負担となります。

事件を取り扱った警察が、支援を必要と判断した場合には、被害者やご遺族の方々の同意を得て、当センターに連絡をいただけるようになっています。

連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者やご遺族の方々に連絡をとらせていただきます。

なお、当センターの職員には、守秘義務がありますので、ご安心ください。(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)

### 賛助会費・寄付のご案内

賛助会費	■ 法人(団体)	1口 2万円
	■ 個人	1口 2千円

### 寄付

■ 時期・金額は問いません
---------------

当センターの犯罪被害者支援活動は、皆様の愛と思いやりの賛助会費・寄付金等により運営されております。ご協力をお願い申し上げます。

まずは、事務局にご連絡ください。「入会申込書」「寄付申込書」「振込用紙(ゆうちょ銀行)」をお送りいたします。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムもご利用できます。

会費・寄付金は、所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付優遇措置の対象となります。

## 公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16  
大樹生命千葉中央ビル7F

事務局 T E L 043-225-5451  
F A X 043-225-5453  
E-mail info@chibacvs.gr.jp

ホームページ <https://www.chibacvs.gr.jp>



このリーフレットは共同募金の助成により  
作成されています。

# 事件・事故に あわれた方へ

## 一人で悩まないで

わたしたちは

あなたを支援しています



千葉 Crime Victim Support

千葉県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」

公益社団法人

千葉犯罪被害者支援センター

相談電話 043-225-5450

## ごあいさつ

当センターは、犯罪や交通事故に遭われた被害者やそのご家族の方々が、再び、平穏な生活を取り戻すことができるよう、個々の事情に応じたきめ細かな支援を関係機関と連携して、継続的に行っている民間団体です。

平成20年4月1日に千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されたことにより、犯罪や交通事故に遭われた後の早い段階から支援活動ができるようになりました。

また、平成23年4月1日には千葉県知事から「公益社団法人」の認定を受けています。

平成29年10月には、性暴力被害者の支援を強化するため、千葉県をはじめ関係機関の協力を得て、「千葉県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を当センター内に開設いたしました。

千葉県では、令和3年4月に「千葉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、翌4年4月からは、千葉県犯罪被害者等支援推進計画に基づく具体的な被害者支援が行われており、着実に支援活動が充実していると感じています。

犯罪被害者支援の目指すところは、被害者等が求める支援をいつでもどこでも提供できることであります。

皆様には、犯罪被害者支援の重要性と必要性をご認識いただき、今後とも当センターの活動にご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター  
理事長 大槻 靖史

### 役員紹介

理事長	大槻 靖史	大学教員
副理事長	大高橋 一弥	弁護士
//	安田 昌子	会員
専務理事	森本 志保	医師
理	森原 伸介	大学教員
//	磯本 正次	大学教員
//	磯嶋 崇	大学教員
//	岡間 聰子	医師
//	澤田 美代子	弁護士
//	西野 正一	被害人会会員
//	橋本 利世	団体役員
//	橋土屋 千寿子	会社役員
監事	内海 文志	会社役員
//	黒田 忠正	弁護士
顧問	千葉県知事	税理士
//	千葉県警察本部長	

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターは、犯罪被害に対する専門的知識のある犯罪被害相談員が支援活動を行っています。

### 電話相談・面接相談



専門的な訓練を積んだ相談員がご相談に応じます。



### 警察・検察庁 裁判所などへの付き添い

警察、検察庁、裁判所等に付き添います。  
これらの場所で必要な各種手続きのお手伝いをします。



### カウンセリングの提供

カウンセリングを必要とする方にカウンセリングをします。

### 公的手手続きのお手伝い

犯罪被害者等給付金の申請補助や行政手続きなどのお手伝いをします。

### 自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者や家族・遺族の方に交流場所を提供したり、運営の手伝いをしています。



気持ちを共有したり表現できる場が被害者の回復の一助になります。

### 被害者支援活動に関する広報啓発活動

被害者の現状と支援の必要性を社会に広く伝えるため、広報啓発活動を実施しています。



秘密  
厳守

無料

相談電話番号 043-225-5450

性犯罪・性暴力被害の相談電話番号 043-222-9977

詳しくはホームページ「千葉CVS」をご覧ください。

